

岡山県立備前緑陽高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岡山県立備前緑陽高等学校同窓会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、本部を岡山県立備前緑陽高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 総会、理事会及び評議員会
- 2 会員名簿及び会報の発行
- 3 母校の発展のために必要な援助
- 4 その他本会の目的達成のため必要と認められる事業

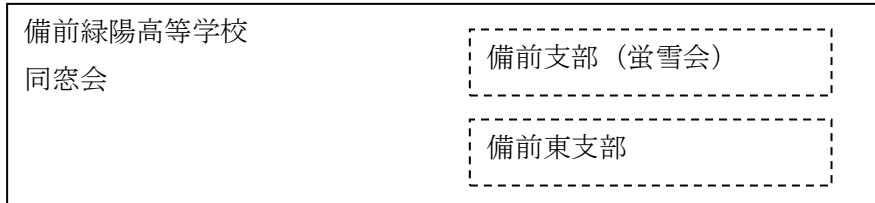
第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 普通会員 岡山県立備前緑陽高等学校、並びに岡山県片上工業学校、岡山県立片上高等学校、岡山県立備前高等学校、岡山県立備前東高等学校を卒業したもの。
- 2 特別会員 岡山県立備前緑陽高等学校、並びに岡山県片上工業学校、岡山県立片上高等学校、岡山県立備前高等学校、岡山県立備前東高等学校旧職員

組織図



(会 費)

第6条 普通会員は、会費として3,000円を卒業時に納入するものとする。

(身上異動の報告)

第7条 会員は、住所・氏名・職業などに変更があった場合は、その都度本会に通知するものとする。

(除 名)

第8条 会員で、本会の名誉を汚した会員は、理事会の決議により除名することができる。

第4章 役員及び推戴員

(役 員)

第9条 本会は次の役員を置く。

- 1 会 長（1 名）本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長（若干名）会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理 事（若干名）事業の企画立案及び遂行にあたる。
- 4 評議員（若干名）各期の普通会員を代表し、重要会議を審議する。
- 5 会 計（2 名）本会の経理事務を担当する。
- 6 書 記（1 名）本会の記録を担当する。
- 7 監 査（2 名）本会の会計を監査し、総会で報告する。

(推 戴 員)

第10条 本会は次の推戴員を置く。

- 1 名誉会長（1 名）現に母校の校長の職にあるものとし、本会の重要会務に関してその諮問に応ずる。
- 2 顧 問（若干名）本会の発展に特に功労のあった会員中より理事会が推薦したものとし、本会の重要会務に関してその諮問に応ずる。

(役員を選出)

第11条 本会の役員を選出は、次の通りとする。

- 1 会長及び副会長は、総会において普通会員より選出する。ただし、支部会員からは選出しない。
- 2 理事は評議員の互選による。ただし、支部代表として各支部が2名を選任する。
- 3 評議員は普通会員の互選により、各期より選出する。
- 4 会計及び書記は会長が委嘱する。
- 5 監査は総会において会員より選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残存期間とする。

第5章 会 議

(会 議)

第13条 本会の会議は総会、理事会、評議員会とし、会長が召集する。

(総 会)

第14条 本会の総会は毎年1回、緑陽祭文化の部一般公開日、母校において開催することを原則とし、役員選出、必要な事項の協議、会務及び会計の報告並びに懇談会をおこなう。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

(理事会及び評議員会)

第15条 理事会及び評議員会は、必要に応じて随時開くものとし、会務の審議及び執行にあたる。

(議 決)

第16条 すべての会議の議決は、出席者の過半数の同意を得てこれを決定する。

第6章 会 計

(経 費)

第17条 本会の経費には、会費・寄付金その他の諸収入をもってこれにあたる。

第18条 本会の支出は、次の事柄にあてられる。

- 1 会員名簿及び会報の発行にかかる経費
- 2 会議費および事務に関する経費
- 3 その他本会の目的に沿う事業

第19条 第18条第3項の事業に対して支出する場合は、原則として事前に理事会及び総会において承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合は会長及び副会長の事前承認を得たうえで支出し、次の理事会及び総会において承認を得るものとする。

(会計報告)

第20条 本会の収支決算は、総会においてこれを報告し、会員の承認を得るものとする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年の7月31日に終わる。

(支部運営)

第22条 本会は支部の運営については関与しないものとし、支部に委譲する。

第23条 支部運営は独立採算制をとり、運営の為の経費は本会からは当面支出しない。

第7章 細 則

(事務局)

第24条 本会は、事務局を岡山県立備前緑陽高等学校内に置き、事務局員若干名を会長が委嘱する。

(会則の変更)

第25条 本会則の改訂は、総会の議決によるものとする。

(附則) 1 本会則は平成18年3月1日より施行する。

2 本会則は、平成27年12月10日より一部改正し実施する。